



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
2月20日  
第692号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示	
保安林予定森林の通知(森林保全課).....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	1
○ 公 告	
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課).....	2
公共測量終了公告(用地事業支援課).....	2
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課).....	3
一般競争入札の公告(子ども家庭支援課).....	3
随意契約の相手方決定の公告(びわこボートレース局).....	5
○ 人 事 委 員 会 規 則	
※公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○ 議 会 告 示	
※滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正.....	6
○ 雑 報	
環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告.....	6
○ 正 誤	
令和6年12月6日付け第570号滋賀県告示第407号中.....	7
令和7年1月10日付け第578号滋賀県告示第8号中.....	7

## 告 示

### 滋賀県告示第75号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年2月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 保安林予定森林の所在場所 米原市上野字伊吹山1855-29(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面およびその関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 滋賀県告示第76号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和8年2月20日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
杜のつぐみ療育園桜宮園	近江八幡市桜宮町206-11	株式会社プリサート	宮城県仙台市若林区今泉一丁目6番2号	児童発達支援	令和8.2.1	2550400341

## 公 告

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和8年2月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス下鉤店 栗東市下鉤字中雁杭896番ほか
- 意見の概要 栗東市からの意見
  - 騒音については、騒音予測結果が全ての予測地点において環境基準を下回る結果となっているが、事業地北東側に住居地が隣接しているため、この値が維持できるよう店舗の運営に努めること。また、屋上等の空調室外機からは低周波音が発生する可能性があるため、周辺地域から低周波音等による苦情申立てがあった場合は、周辺地域に配慮し、公害防止のため自己の責任と負担において、必要な措置を講じること。
  - 前面道路の交通量が多いため、市道下末竹西ノ森線への出入りにおいて、左右の見通しを十分確保し、疑似停止線等の設置も検討すること。
- 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
  - 縦覧期間 令和8年2月20日から令和8年3月23日まで

## 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年2月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量、地形測量、路線測量)
- 作業の地域 甲賀市信楽町黄瀬
- 作業の終了日 令和8年1月21日

## 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊郷町長 伊藤 定勉から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年2月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(航空写真撮影、写真地図作成)
- 作業の地域 犬上郡豊郷町全域
- 作業の終了日 令和8年1月29日

## 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年2月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 長浜市余呉町下丹生
- 3 作業の終了日 令和8年1月30日

-----

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年2月20日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市川瀬馬場町922番地1 東びわこ農業協同組合 代表理事理事長 柳本上司	愛知郡愛荘町島川字重戸330番1 外3筆	3951.93㎡	令和8.2.13	6595

-----

**一般競争入札の公告**

滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築および運用保守業務について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年2月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務名および数量 滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築および運用保守業務委託 一式
  - (2) 業務の内容等 入札説明書による。
  - (3) 業務履行期間 契約締結の日から令和14年3月31日まで
  - (4) 履行場所 仕様書のとおり。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
  - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。  
 営業種目 大分類: 役務 中分類: 情報処理  
 なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。  
 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
  - (5) 母子父子寡婦福祉資金貸付業務に特化したパッケージシステムを用いて、複数の都道府県においてシステムを構築した実績があること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。  
 必要とする書類を提出期限までに提出しなかった者および入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
  - (1) 必要とする書類
    - ア 入札参加資格確認申請書

## イ 実績申告書

- (2) 提出期限 令和8年3月5日(木)17時(必着)  
(3) 提出場所 4(1)に示す場所

## 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所および問合せ先 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3554 メールアドレス hitorioya@pref.shiga.lg.jp  
(2) 契約条項を示す期間 令和8年2月20日(金)から令和8年3月17日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(最終日は12時まで)  
(3) 入札説明書の交付方法 滋賀県物品・役務電子調達システムの入札公告掲載ページにおける電子データのダウンロードにより配布し、印刷物の交付は行わない。  
(4) 入札説明会 行わない。  
(5) 質問および回答の方法等 「質問票」(様式は任意)に質問内容を記入し、令和8年3月3日(火)17時まで、(1)に示すメールアドレス宛て提出すること。なお、電話による質問は受け付けない。回答は、質問を受理した日から3日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)以内に質問者へ電子メールにて回答する。なお、質問のあった事項については、3(1)アの入札参加資格確認申請書を提出した者全てに対して回答する。

入札執行後、仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## (6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(7)の入札書の受領期限までに提出すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(7)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(7)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。

## (7) 入札書の受領期限 令和8年3月17日(火)12時

## (8) 開札の日時および場所 令和8年3月17日(火)13時30分 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課内

## 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。  
(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

## 7 契約書作成の要否 要

## 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札  
(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

## 9 落札者の決定方法 この公告に示した物品の納入および業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## 10 支払条件

- (1) 前金払および部分払は、行わない。  
(2) この業務は、令和7年度債務負担行為につき、令和8年度以降に係る支払いについては、各年度の業務終了後に精算払を行うこととする。

また、年度ごとの委託料の配分は概ね次のとおりと見込んでいるが、年度ごとの支払金額については、落札決定後、委託契約書を締結する際に、県と落札者で協議の上、決定することとする。

令和8年度 構築業務 約73.8%

令和8年度 運用保守業務 約1.2%

令和9年度 運用保守業務 約5%

令和10年度 運用保守業務 約5%

令和11年度 運用保守業務 約5%

令和12年度 運用保守業務 約5%

令和13年度 運用保守業務 約5%

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required : System Reconstruction and Operation & Maintenance Services for the Shiga Prefecture Welfare Loan Program for Single-Parent and Divorced and Widowed Women, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12:00, March 17, 2026
- (3) Contact point for the notice : Children and Families Support Division, Department of Children and Young People, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520-8577 Japan TEL +81-77-528-3554

#### 随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年2月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 キャッシュレス投票機器の追加購入契約 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部びわこポートレース局 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年1月17日(土)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本トーター株式会社 代表取締役社長 山本竜彦 東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 63,921,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

#### 人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第3号

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年滋賀県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「公立大学法人滋賀県立大学  
滋賀県土地開発公社」を 「公立大学法人滋賀県立大学」に改める。

別表第2中「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」を「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
全国知事会」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 告 示

滋賀県議会告示第1号

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年滋賀県議会告示第2号)の一部を次のよう  
に改正する。

令和8年2月20日

滋賀県議会議長 目 片 信 悟

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改める。

付 則

この告示は、令和8年6月14日から施行する。

雑 報

環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(平成25年滋賀県条例第41号)付則第5項の規定によりなお従前の  
例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第32  
条第2項の規定に基づき、クリーンセンター滋賀設置事業に係る環境影響評価事後調査報告書(第21回)を作成し、  
滋賀県知事および甲賀市長に送付しましたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価事  
後調査報告書(第21回)を縦覧に供します。

令和8年2月20日

- 1 公告する事業者 公益財団法人滋賀県環境事業公社
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 三日月  
大造 甲賀市甲賀町神645
- 3 対象事業の名称等
  - (1) 名称 クリーンセンター滋賀設置事業
  - (2) 種類 産業廃棄物管理型最終処分場
  - (3) 規模 事業区域 23.64ヘクタール
- 4 対象事業を実施した区域 甲賀市甲賀町神
- 5 事後調査の実施期間 令和6年4月から令和7年3月まで
- 6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)  
滋賀県甲賀環境事務所(甲賀市水口町水口6200)  
甲賀市市民環境部生活環境課(甲賀市水口町水口6053)  
甲賀市甲賀地域市民センター(甲賀市甲賀町相模173-1)  
甲賀市土山地域市民センター(甲賀市土山町北土山1715)  
公益財団法人滋賀県環境事業公社(甲賀市甲賀町神645)  
なお、公益財団法人滋賀県環境事業公社ホームページ(<https://www.shiga-kj.com>)でも電子縦覧を行っていま  
す。
- 7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の期間および時間 令和8年2月20日から令和8年3月19日までの各縦覧場  
所における執務時間内
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀 電話 0748  
-88-9191 担当 廣瀬

## 正 誤

令和6年12月6日付け第570号滋賀県告示第407号中

ページ	行	誤	正
2	21	代表取締役 森康簡	代表取締役 森庸簡

令和7年1月10日付け第578号滋賀県告示第8号中

ページ	行	誤	正
2	27	2571100233	2571200233

